

(資料3 別添2)模倣品・海賊版対策に関する意見(個人)

(ご意見中の個人名等は、伏せ字で表記しております。)

(番号は受付順)

No.	意見
1	<p>政府は模倣品・海賊版を撲滅できると考えているのか。幾ら予算を投じたら撲滅できると考えているのか。小生は、いたちごとに巨額の税金をつぎ込むことには反対。模倣品・海賊版対策は戦術であって、戦略ではないことを再確認すべきだ。戦略が主で、戦略は従であることは言うまでもない。模倣品は権利関係やグレーゾーンなど微妙な問題を包含するため、綿密な戦略が必要であろうが、海賊版は淡々と叩くのみ。戦術さえも必要ない。しかし、海賊版はいくら叩いても無くなる。なぜなら、一方においてマーケティングをきちんとやらないからだ。コンテンツビジネスはそれ自体が知財ビジネスであり、その戦略はつまるところマーケティングに他ならない。市場で海賊版を一掃してからビジネスを始めようという考え方が誤っている。コンテンツビジネスの海外展開を支援すること、つまりコンテンツ産業育成そのものが政府としての知財戦略であろう。知恵の要らない海賊版対策ばかりにうつつをぬかしている場合ではない。</p>
2	<p>厳しく抗議するようしる。</p>
3	<p>不正競争防止法を強化して、特許の出願から登録に至る過程の段階にある出願に対しての保全措置を講じてほしい。現状中小企業・ベンチャー企業等が開発し、事業化に成功した製品・技術等に関して、少しでも「売れる」という結果が見えた場合、販売先の大手販売店等がPB等で自社の下請け企業に海外生産を行わせ、販売を行う場合が多く見られる。このような場合、開発企業が不正競争防止法による警告を行っても、「御社の製品を模範したものではない」という回答により、製品の技術や内容が開発企業の申請中の特許に抵触している状況であったとしても、「外観が似ていない」という理由により、特許登録に至るまでの期間は泣き寝入り余儀なくされる場合が多く見られる。特に商品のライフサイクルの早いマーケットにおいては、この状況は開発企業の死活問題となりうる。</p>
4	<p>1. 政府として相当の負担を 上海をはじめ、中国では知的財産に関して奨励策がなされ、市政府による知的財産取得奨励がなされている。たとえば、特許出願を一定期間無料にする、代理人費用を政府で負担する、研究開発費の政府の補助には特許出願を必要条件に入れるなど。 これに比べ日本は、官民合同とか連携とはいうものの、結局、ヒトノカネは企業負担であり、これは企業にとってはコストと見られてしまう。このコストを政府で負担いただくような取組がされて初めて民間への支援といえるのではないか。</p> <p>2. 中国リスク 日本政府としては、中国リスクの国内企業へのアピールが足りないと感じる。中国に投資する場合は、知財の面からこんなに大きなリスクがあるということをもっとアピールすべき。</p> <p>3. 模倣品対策の責任 官民の取組が強調されているが、結局責任は誰が取るのか。具体的には、様々な諸施策や要望が実現されなかった場合、民の場合は経営資源投入による失敗(自己責任)にて責任を取ることになるが、官として責任をどのようにとるのか。</p>
5	<p>米国 ITC (国際貿易委員会) を参考にしつつ、技術的知見と法律の素養などを兼ね備えた専門家の活用などにより、当事者の主張を基にした迅速な侵害判断を下すことができるよう、新たな行政審判機関の設立について検討して下さい。現在の税関における水際取締り制度では、特許権侵害品の輸入を阻止することは、手続き上、極めて困難ですので、多くのユーザーは利用をあきらめている、といった現状だと思われます。侵害品の輸入阻止のメインターゲットは、意匠権や商標権の侵害品から特許権の侵害品にシフトしつつありますので、米国 ITC (国際貿易委員会) を参考にした新たな行政審判機関の設立が望まれます。</p>

6	<p>現在知的財産権の問題として議論されているものは、工業所有権の問題（偽ブランド品や医療・工業分野）が圧倒的に多く、又、著作権関係においても「模倣品」や「海賊版」というと、アニメや音楽の分野での問題と捉えられがちであります。しかし、著作権法第10条（例示）の通り、著作物として保護されているものは更に幅広く存在致します。特に第10条5項や6項の保護問題につきましては等閑になっているのが現状ではないでしょうか。又、知的財産権の侵害に危機感を持ち、教育を始めたのは大学や一部の企業、法曹界に留まっているようです。私は現在地図業界の一会社で知的財産関係部署にあり、無断複製された住宅地図の海賊版等を見かけることも間々ございます。このような全体としては少数の問題であっても、知的財産の問題としては他と同じく大きな問題であると思います。つきましては、第5回会合の「模倣品・海賊版対策」だけでなく、今後の専門調査会に於きましても著作権関連の問題を大きく取り上げて頂きたい存じます。又、知財教育につきましても義務教育から意識を持たせるような教育を取り入れるようご検討をお願い致します。</p>
7	<p>私は都内でヨーロッパからの時計の輸入商社を営んでいる者です。仕事柄、インターネットのオークションサイト等も覗いてみたりしますが、これはもう酷い状態で無法地帯とも言える状態です。特に人気ブランドとかになりますと、そこで販売されているうちの90%以上が偽物で、またそれらの商品はコピー商品とか、偽物とかの表示をせずに堂々と販売されておりまして。ある程度そういう知識がある人間であれば、どれが本物でどれが偽物かと判断出来るとは思いますが、しかしこれまでに分からずに騙された人間、またその金額を考えると恐ろしい物になると思います。今回政府でこうした問題を対策するための調査会が発足された事は大変にいい事とは思いますが、逆にこれまで野放し状態にしていた政府に問題があると思います。ご存知の通りインターネットでは、自由に自分の売りたい物等を販売出来たり、またその商品の説明も自由に書き込めるようになっておりまして、やはり偽物を本物と見せかけて販売するという行為は詐欺と同じような事であり、もっとこうした事を一つの犯罪行為として、処罰を与えるようにしていかないと益々エスカレートするだけだと思います。</p> <p>また、私共はこうした偽物を堂々と販売しているオークションサイトを運営している及び等にクレームを出した事もありましたが、彼等は「何十万件もある出品商品をいちいち偽物か本物か等判断なんて出来る訳がない！」と、全く改善する気持もないのが現状です。ある意味ではこうしたサイトが偽物を販売するルートを提供していると言えるのではないのでしょうか？確かに100%そうした商品を掲載しないようにするのは無理だとは思いますが、やはりそのようなサイトを運営する以上、こうした問題に真剣に取り組み、せめて「偽物の販売はしないでください」とか、「偽物の販売が発覚した時には今後当サイトが利用できなくなります」等の警告をするとかは出来るはずでありますし、またそれが彼等が日本でビジネスを行う上での義務だと思っておりますが、ちゃんとした取締り等がないために野放し状態になっていると思われまして。こうした違法行為をする人間はどやっても法の網目をくぐって、何かしらの方法を見つけてくるのが現実だと思っておりますが、大切な事はそのような行為をするのは専門業者とかだけに抑える事だと思っております。現在はそれが一般の人間にまで広まりつつあり、それはまさしく簡単に販売が出来るルートとしてインターネットのオークションサイトが存在するからです。このオークションサイトに何らかの制限を与えない以上、模造品・海賊版・偽物等のビジネスが減少する事はないと思われまして。</p>
8	<p>特許法第72条(他人の特許発明等との関係)、実用新案法第17条(他人の登録実用新案等との関係)、意匠法第26条(他人の登録意匠等との関係)、商標法第29条(他人の特許権等との関係)から「著作権法」と一体となって臨めば解決できます。現在、弁理士会では、内容を保護する産業財産権、表現を保護する著作権として認めています。実際のところ、弁理士会は認めたくないとしています。知的財産権法としては一つなのにもかかわらず、油と水にしている現状です。このところを、行政にあたる国会と官僚はしっかりした見解を打ち出すべきです。ホモゲナイザーとして、あるいはモザイクとして解釈です。目くそが鼻くそを笑う。あるいは、ハマグリと鳴の争いを政府が高みの見物をしている現状ではいけません。国家戦略としてリーダーシップが試されます。</p>
9	<p>国ごとに申請しないで済む「著作権」をフル活用することです。ただし、「著作物」と言う説明で「文芸、学術、美術、音楽」とありますが、なぜか「学術」の見解には触れないで通過しています。このなかには、産業財産権（工業所有権）がふくまれるからです。暗黙の約束がなされているのでしょう。これでは、国民は納得しません。アイデアは著作権にならないといういい加減な解釈はやめて、産業財産権の一部、或いは、TPOによっては含まれる見解を行政で打ち出すことです。構造改革なくして成長なしです。民営化の筆頭、著作権をうごかせば日本は救われます。スローモーで役所的な産業財産権は国家を危うくします。</p>

10	<p>知的財産権には工業所有権と著作権があります。特許庁と弁理士会は、総てを特許庁と弁理士会を通さなければならないように、世間をしむけていますが、特許庁から却下された創造はどこへ出せば救われるのでしょうか。それは、著作物としての、文芸・学術・美術・音楽の分野で申請することであると考えます。著作権をフル活用することが、模倣・海賊の世界から守ることに繋がります。は某民間の著作権登録は詐欺行為と言いますが、特許庁の大きな関所を構造改革せずして、このインターネット時代に間に合わないことをどのように判断しているのでしょうか。小泉総理の言われる、構造改革なくして、対応なしではありませんか。著作権は創作すればその場で自動的に権利は発生するといいますが、第3者の証明なくして誰が証明するのですか。これを解明しているのが、『著作権が明解になる10章』(出版ニュース社-吉田大輔)のP-85に証言されています。以下に拝借すると、著作権、著作隣接権は無方式主義で取得することができるために、権利の取得は極めて簡単だが、他方、特許権のような公的機関による登録という公証的な役割を果たす仕組みがないため、著作権の取得を主張するためには、結局、著作者が自ら創作したという事実を立証しなければならない。』と、一般人には、第3者の証明が必要です。民営化は著作権の世界では実状です。そして、この権利を盛んにすることが、国家戦略に適うのです。模倣品・海賊版に対応するには、泥棒捕らえて縄を縛うては日本は滅びます。警察だけでは間に合いません。ガードマンが必要です。知的財産の世界では、民間の資格を増やすことです。国家資格者では、官僚的で濡れ手に粟を、棚から牡丹餅ばかりです。アメリカの強さは、TOEICやTOEFLなど民間試験の権威の強さです。日本は今まで『お上』のお墨つきでない認めない国民意識の改革にかかっています。これでは、アメリカの民間の強さにどうしてもかないません。何時までも、親頼みだから、成人できない、親離れできていないのです。</p>
11	<p>模倣品・海賊版対策に関し、意見を述べさせていただきます。わが国においては、国民の生活水準の向上に伴い、人件費の高騰を、招き製造業の立地が海外に移転し、いわゆる空洞化現象を惹起しております。これまで、わが国の優秀な国民が発明発見した成果をもとに生産の手段も自ら保有して、経済的発展を極めて高度に達成してきた経緯があると存じます。それが、これからは、生産手段の保有は困難な経済状況の中で、わが国の発展を維持するためには、今次企図されているごとく、知的財産の権利を確実に保護していかねばならないのはいままでもないことであると存じます。</p> <p>しかし、一方、模倣される知的財産というのは、反面で、それだけ優れた知的財産であるということでもあります。模倣する価値のないものは模倣されることはなく、模倣の有無がその知的財産の一定のバロメーターとなるといふ皮肉な現象もあると思います。例えば諸橋轍次先生の『大漢和辞典』は、人類の歴史上最高の漢字辞典であり、これから先もこれを凌駕するものは現れないだろうと考えられるものでありますが、漢字の本場である台湾などで海賊版が多く作られております。我々も学生時代には、正規版を買いお金もなく、そういった海賊版を安価に購入し、勉強に励み、深い知識を身に付けていく者もありました(私自身は購入しませんでした)。また、模倣版や海賊版が多く出回っている『ドラえもん』はアジア地域を中心に世界に広く知られ、愛されるとともに、子供たちに夢を与え続けているのに対して、著作権保護を徹底して行っている『サザエさん』はほとんど認知度が低いという現状もございします。</p> <p>したがって、模倣品、海賊版により、わが国の利益が阻害されるのは、阻止されるべきことではあります。が、バランスを欠けば、逆にわが国と世界の発展を害する結果ともなりかねないと思存します。模倣防止のための権利保護にのみ腐心するのはナンセンスであり、模倣されるだけの価値ある知的財産を生み出せる優秀な国民の育成にこそ力を注ぐべきであります。</p> <p>本当に高度な技術、デザインは模倣意欲をかきたてても完璧な模倣は出来ないものであります。そのようなものを生み出しつづけることができる環境を整えることが重要であって、その施策とのバランスの上で権利保護を図るべきであると思存しますので、その旨意見提出いたします。</p> <p>わが国が近代初期において、先進諸外国の産品を『模倣』し、『消化』し、やがて自らの力を蓄え、独自の技術を確立してきた歴史を思うとき、ひとりわが国の利益のみでなく、世界全体の発展に貢献すべき義務を感じます。</p> <p>よろしく願います。</p>

日本は著作物に対する、法律そのものは既に、ある程度は整備されているが、私が関わっている分野「音楽著作物」に対しての意見です。

### 1. 模倣品」について

まず、音楽でいうところの「模倣品」とは、すでに販売されているCD/DVDなどの違法複製品が中国などで生産されている「海賊版」の意味とは異なり、作者自身が盗作行為をすることが、いわゆる「模倣品」が生産される原因になっています。昨年、氏が氏に盗作で起訴され、氏は裁判で敗訴しました。敗訴が確定した原因は、盗作の対象になったものと、そのオリジナルと思われるものの両者をMIDIファイルにし、裁判時にこの2曲を同時再生し、ほとんど同じに聞かれることが具体的に判明したためです。(氏は、私の知人の知人です)今回の裁判過程は、今後極めて有効な手段となります。また、とかく曖昧になりやすい、盗作行為の裁判に判例ができたことは大きな進歩であると思われます。過去の例として、盗作行為が考えられるものは、氏が、の音楽を担当していた当時、ある種の「盗作」をしたと考えられます。結果、まで取ってしまいましたが、当時は、それに気が付いていた人がいた(私のような...)としても、公に指摘することがなかなか難しい時代でもありました。

12

この「模倣品」対策についてですが、とかく中国などで生産される...など海外問題にしがちですが、本当の問題は、日本国内の、それも音楽を実際に生産している側の、極めて身近に起こっている「国内問題」なのです。盗作がなされる他の例として「オーディション詐欺」という行為があります。音楽出版社などは、実際に音楽アーティスト自身が会社経営をしているわけではなく、プロデューサーなど、大半がいわゆる「素人」であるケースが多いです。そのような理由から、常時「オーディション受付」のような方法をとっていますが、そのオーディション等に送られてくるデモ作品(テープ、CD等)の楽曲は未発表のものが大半で、アーティスト等も、「他の音楽事務所に所属していないこと」などの制限をつけている場合が大半です。この状況では、実際に送られてきたデモ作品を受け取った側が、そのデモ作品の内容のノウハウなどを流用しておきながら、実際に送ってきた側の人には、「オーディションに受けませんでした」と返事をする、(あるいは放置する)という手口の、極めて悪意の高い盗作行為が行われています。

このような例は、著作権法上、最初の作り手が著作権保護の対象になりにくいケースで、今後も大きな問題となります。このような盗作行為を、著作権法にて具体的に保護できる仕組みが必要になります。日本はベルヌ条約国ですから、「無法式主義」としてそういったデモ作品を送る場合でも、作者の著作権宣言で著作権の主張が可能ですが、実体として、未発表曲の場合、裁判等で具体的に保護される方式が極めて難しくなります。しかしながら、実体として最も盗作が行われやすいのは、この「オーディション詐欺」によるものが大半です。オーディション詐欺をするような会社、あるいは人、というのは、いわゆる、やくざ社会に関係を持った芸能プロダクション系列である場合が多いです。芸能プロダクションに所属しているアーティスト自身に楽曲の著作権を持たせず、楽曲の著作権を、音楽プロダクション側に持たせることを要求しているケースの大半は、これらの盗作行為がなされている場合が多いです。

### 2. 海賊版」について

海賊版は、上記の模倣品に対し、既に製品として流通している音楽CDなどの違法コピー品、あるいは、ライブなどを無断で録音したものを、アーティストなどから無断で、CDにしたもの(ブートレグ)などを意味しますが、日本で問題になっているものの大半は、香港など中国で違法コピーされたものです。対策として、コピーコントロールCDなどが出ていますが、根本的な解決策にはなっていないと思われます。媒体自体にコピーガードを施す方法は、コンピュータソフトがフロッピーディスクで流通していた、80年代に既にいろいろ試された経緯があり、フロッピーディスクの特定部分にコピーガード情報などを入れる方法は、結局はコピーされてしまうという躰ごっこでありませんでした。それは、CDDAなどの音楽データと、ガード情報が同じCD上に存在しているため、結局は解析されてコピーされてしまうこととなります。ですので、CCCDが流通するのは、ここしばらくの間のみと思われます。確実にプロテクトを施すには、ソニーなどが行っている、ライセンスサーバ方式のもので、これは現在ソフトウェアの世界でも主流になっている、インターネットなどを利用し、ライセンスキーを特定のサーバに登録して、そこからの認証を与えるものです。この方法であれば、CDなどの物理的なコピーをとったとしても、利用者が同じであれば許可するという方法で、利用者側にとってもメリットがあり、買ったCDの原本は自宅に保管し、CD-Rでコピーしたものを車のカーステレオで聞く、ということも可能になります。今後はこちらが主流になると思われます。

しかしながら、海賊版を作らせない、もっと根本的な理由が全く別のところにあります。それは、音楽制作者側が、音楽のユーザにとって、海賊版であるということを知っていても、海賊版を入手することで満足してしまうような、程度の低い商業音楽が、ここでの問題の対象になっているのではないかと。ということです。もし音楽が、ユーザにとってほんとうに価値のあるものなら、偽物である海賊版などを買うでしょうか？偽ブランド品を持っていて、それを得意になっている人はいないと思います。

もう一点は、音楽CDなどは、そのアーティストが有能で長い間支持されていような場合、資産としての再販価値があり、長期間値が下がらないという事実があります。プレミアが付くと昔の作品の市場価値が上がることもあります。(一度購入したCDを、10年後に手放したとしても、買った当時とほぼ同じ価格で売れる)ところが、音楽のダウンロードなど、音楽CDという「有体物資産」としてユーザが所有できないもの場合、それは音楽をダウンロードして購入するあるいは、それをCD-Rに焼いてもよい。などという場合、その時点で、音楽の消費が完了し減価償却されているため、資産価値はなくなってしまいます。ダウンロードした音楽を自分で焼いたCD-Rを他人に再販することはできないためです。これらの理由から、有体物としての「音楽CD」がなくなってしまうことは考えにくいのです。(この主張の裏にあるものは、海賊版対策として、音楽の流通方法を、今までのCD/DVDなどから、ネット配信/ダウンロードへ移行させていきたい、という方策は、海賊版対策のための、根本的な解決策にはならない」という主張を含んでいます)

音楽CDの売り上げが落ちていっているとされていますが、本当の原因は制作者側にあるのではないですか？音楽制作会社で仕事をしている人やアーティストが、本当にレベルの高い質の高い音楽を供給していますか？今の日本の音楽業界、「素人の集団」ではありませんか？そこに、根本的原因があると思います。構造改革で、そういう人たちの入れ替えをしないとイケないのです。

模倣品対策に関連して下記のとおり、2点にわたって意見を申し述べます。

記

・不正競争防止法の整備の必要性について

1. 模倣品に対する国内の実体法制度が不備であること

海外で日本企業の製品の模倣品が多く出回り、日本企業が多大の被害を受けているが、その模倣品の一部は日本にも輸入されるようになっている。ところが、その模倣品の輸入や国内での販売を禁止する日本の法制度は極めて不十分なものである。不正競争防止法2条1項3号は他人の商品形態を模倣(デッドコピー)した商品の輸入、販売等を不正競争行為として禁止しているが、その対象となるのは、商品の形態の模倣だけで、製品の内部的設計の模倣(デッドコピー)は対象とされていない。しかも、形態の模倣ですら、不正競争行為となるのは模倣された商品の最初の販売の日から3年限りである。すなわち、海外の模倣品メーカーは、販売されて3年以上経過している日本企業の製品であれば、その形態を模倣した商品を日本に輸出しても、日本において不正競争行為として差止めを受けないのである。又、商品の形態ではなく、内部的な設計構造を模倣した商品を日本で販売しても不正競争防止法によって取締ることがないのが現行法制度の実情である。

13

2. 半導体ICの模倣品によって日本の半導体メーカーが被害を受けている事実

半導体ICは、そのプラスチックのパッケージを除去して、半導体チップに形成された回路パターンを電子顕微鏡写真撮影し、写真を拡大して解析すると、そのICの電子回路(回路の論理構造)を知ることができる。そして、その電子回路の情報を、半導体製造システムのコンピュータに入力すると、ICを製造するためのマスクパターンが自動的に作られ、それを用いると、解析したICと同じ電子回路をもつICを製造することができる。

現在、台湾などのメーカーが、日本の半導体メーカーの製造したICと同じ機能をもつICをこのような方法で製造して、日本メーカーより安い価格で販売するようになっている。海外の模倣ICメーカーは日本のICメーカーが開発し、売れ筋商品となったICを狙って、同じ電子回路でありながら、価格の安いICを作り、日本の半導体メーカーの顧客先に販売するのである。

現在は、比較的集積度の低いICの模倣品が作られているが、今後、模倣品メーカーの模倣技術が向上すれば、集積度の高い、高度なICが模倣されることが予想される。このような模倣ICが増えると、多額の開発投資をしてICを開発したメーカーは開拓した市場を模倣ICメーカーに奪われ、重大な被害を受けることになる。模倣ICが今後我が国の半導体産業にとって重大な問題となることが予見されるのである。

3. 現行の不正競争防止法は模倣ICの輸入、販売を禁止できない

これに対し、前述のとおり、現行の不正競争防止法2条1項3号は、商品の形態の模倣を禁止するのみで、しかもその保護期間は最初の販売から3年限りであるから、ICの電子回路の模倣に対しては無力である。従って、海外での模倣品対策だけでなく、国内の法制度の整備、特に不正競争防止法の整備を早急にすすめるべきである。ちなみに、米国やドイツなどの不正競争防止法は、上記のようなICの模倣を差止めることができる法制度となっている。

我が国の特許権の侵害品を海外で製造する行為を国内の侵害行為の教唆・幫助とすることの必要性

1. 現行法解釈では海外の侵害品メーカーを日本の裁判所に提訴することができない

海外で製造され、日本に輸入された製品が日本特許を侵害する場合、日本に輸入した者及び日本で販売等を行った者は特許侵害行為者となるが、海外で製造した者や日本に向けて輸出した者は、特許法の属地主義の原則により日本特許の侵害行為者とはならない。そこで、海外で製造された侵害品が国内に輸入されている事案で、特許権者が特許侵害訴訟を提起しようとする場合は、日本の輸入業者や販売業者を被告とすることになる。

しかし、輸入業者や販売業者は製品の技術的な内容を十分知る立場にないので、特許侵害裁判では、原告の侵害の主張に対し、単に「知らない」という応答しかなされない。現実の特許裁判では、侵害品のメーカーが被告となり、原告・権利者の主張に対して具体的な応答を求められることによって、事実が解明されて、裁判所が正しい判断をすることができるようになる。しかし、製品の技術的内容を知っているメーカーが裁判手続上不在であることは、特に特許権の技術的内容が複雑な事案の場合、原告・権利者による侵害の立証を困難にする。さらに、海外の侵害品メーカー自身が日本の裁判所に申立てを求められることがなければ、裁判の提起は海外の侵害品メーカーにとってインパクトのないものに終わってしまう。

2. 米国特許法では、海外のメーカーも間接侵害者となりうる

米国特許法の下でも、海外での製造行為は、属地主義の原則により米国特許の(直接)侵害行為にはならない。しかし、海外で製品を製造し米国に輸出した者は、米国内の直接侵害行為に対する積極教唆(active inducement)として、間接侵害の責任を問われる可能性がある。(米国特許法271条(b)項)そこで、例えば日本企業が米国において特許侵害訴訟で訴えられる場合は、米国内で販売を行った米国子会社と、メーカーである日本の親会社が共に米国の裁判所において被告とされるのが通常である。

3. 最高裁判決は海外での製造行為について国内の特許侵害行為の教唆・幫助に該らない旨判示している

平成14年9月26日最高裁判所第一小法廷判決(平成12年(受)第580号事件)の事件は、米国でのアメリカ特許の侵害を日本国内において積極教唆する行為について我が国の裁判所が米国特許法271条(b)項を適用して差止、損害賠償を認めることができるか否かが問題とされた事件である。上記最高裁判決は、我が国の特許法には米国特許法271条(b)項のような規定がないので、我が国の法律上、属地主義の原則に従って、海外における行為を我が国特許の侵害行為の教唆・幫助と認めることはできないと判示し、その上で、上記事件において我が国裁判所は、相互主義の観点から、米国特許法271条(b)項を適用することはできないとの判断を行った。(なお、裁判官は、海外で我が国の特許権の侵害を積極的に教唆する行為を我が国の民法不法行為の教唆・幫助に該るとすることは属地主義の原則に反しない旨の反対意見を述べておられる。)

すなわち、現状では、海外の侵害品メーカーを被告として訴えても、上記最高裁判決の下で、侵害品メーカーは国内で生じた特許侵害行為について何ら責任を負わないことになるのである。

4. 我が国も、国内特許の侵害行為の積極教唆を海外で行う行為が我が国の法律上違法となることを明らかにすべきである

我が国が知的財産立国を目指すことを明らかにし、又海外からの国内特許侵害品の輸入が今後増えることが予想される状況の下で、我が国の裁判が輸入侵害品に対して十分機能しないというような事態は、逆内外差別の結果を生み出すものであり、早急にしかるべき対応を検討すべき課題である。

14

著作物には、文学・学術・美術・音楽があります。しかし、このなかの学術についての詳細は文化庁も避けて通っています。元著作権課長の 氏の著書(著作権が明解になる10章)でも、避けています。本音は、特許などの工業所有権が含まれるからです。これでは、模倣・海賊に対処する策は、泥棒を捕らえてから縄を縛うです。これは、もっとも、役所・官僚様の得意とするところです。国民に釈明すべきなのに、特許庁と弁理士会を恐れています。知的財産権は立国宣言をしなければならないほど、国難です。アメリカより20年はおろか100年はおくれています。かのマッカーサー元帥がいう『日本人の精神年齢12歳』なのです。法哲学なくして法理論の展開はありません。はっきり、明解に『学術』には、産業財産権が含まれ、意匠法第26条、商標法第29条との関係 = 明解と国民に説明義務ありです。

15	<p>1、私は、コンテンツビジネスの企業で法的対策を担当する部署に勤務しているものですが、今回は個人的な立場で意見を書かせて頂きます。</p> <p>2、全体的に「知的財産の創造保護及び活用に関する推進計画」に記載された内容は、問題点がむらなく網羅され、良くまとめられていると思います。あとは、記載されている内容を2004年は実行に移すために具体化していけるように、できれば政府が主導して進めていって頂きたいと考えます(人材や資金の問題も含めて)。</p> <p>3、当社製品の模倣品は、アジア諸国の国内における模倣品の製造販売の問題とアジアから欧州、南米等世界中に輸出される問題の2つがあります。殆どの東南アジア諸国においては、模倣製品は何ら事前の調査もなく、いつでも購入できるという状況にあります。特にゲームソフトを初めとしたソフトウェア産業は、製品自体の製造コストよりも創作に掛るコスト(人件費)が大部分を占めますので、デジタルコピーにより全く同じプログラムを短期間に大量に複製してしまう模倣品は最も被害の大きい業種と思います。</p> <p>4、当社製品の模倣品の問題は1990年前後より台湾、香港等が主要な供給源として問題となっていました。ここ3～4年は中国が主な製造拠点となっています。しかし、実態としては以前より模倣品の製造に携わっていた台湾、香港の企業が模倣品の製造コストの削減と本国での取締を逃れる目的で中国に工場を移転したり、中国の地場の工場に製造を委託しているものです。従って、中国の工場は単に注文されたものを製造しているだけで、実際は台湾や香港の企業が資金と技術を提供し、裏で糸を引いているケースが多く、中国の工場に対して取締を行っても別の工場で製造を再開されて、根本的な解決にはなっていません。また、中国では行政手続きによる取締が一般的ですが、殆どが模倣品の押収、廃棄だけで、罰金や刑事罰が科されることのないので、抑止効果が期待できません。台湾、香港、中国の製造の循環を断ち切るためには国際的な連携と協力体制が必要と思いますが、現実的には困難な問題となっています。その他にも様々な問題がありますが一企業の努力は改善が難しい問題も多々ありますので、政府に主導して頂き、企業が連携して対策を進めていくことが必要と思います。</p>
16	<p>外国市場(特にアジア諸国)における模倣品・海賊版対策の強化と支援(私見)</p> <p>1.なぜアジアか  a)アジアは模倣品・海賊版の製造又は世界市場への輸出拠点。  b)アジア市場での模倣品・海賊版の氾濫事情の深刻さ。  c)アジアにおける日本文化・コンテンツ及び技術(製品)の高知名度とその一般生活への浸透の深さ。</p> <p>2.侵害対策上の主な問題点 - 企業の観点から  a)個々権利者たる企業が自社の権利侵害を個別的に対策を講じている 費用対効果の問題  b)一企業としての対応の限界。例えば一企業としての被害が最小化したとしても、市場全体の視点から侵害状況が決して改善されたとはいえない。  c)侵害問題を根絶するための侵害発生国・地域の一般消費者への啓蒙又は知的財産に関する意識を高めるための教育・宣伝などの活動 国(政府)レベルで推進すべき。  d)国境を越える模倣品・海賊版の氾濫状況に対するすべての国・地域へ対策行うのは、それぞれ政府間の対策協力が必要。  e)ブランド力の強い或いは資金力ある企業は相手国の政府機関や法執行当局と対応について調整しやすいが、そうでない企業は例え類似な侵害内容であっても受理されないケースもある。</p> <p>3.政府に望むこと  a)侵害発生国との二国間取組で対策を強化する中、次の理念・具体策も含む  イ、日本的なやり方 友好・支援型的なアプローチ / 相手国が自ら「内発的な対応」  ロ、侵害及びその対策状況に関するレポートの定期的作成し、各関係国・地域へ配布し、継続的にチェックが必要  b)上述の強化・支援策の監督と推進するためのクロス省庁的に取りまとめ機能を持つ専門部署の設置</p>



プロ・デザイン国家への戦略について(私的提言)

1.問題意識

コピーバイク問題や 社Vs 社の意匠権訴訟等を始めとして、近年、我が国企業製品のデザイン侵害は、中国を舞台として数多くの事件が発生しており、今後も中国メーカーによるデザイン侵害は益々多発することが予想されている。

世界市場に対し、ブランドや技術のみならず優れたデザインは消費者に対する極めて魅力的なセールスポイントであり、我が国企業製品の国際市場でのデザイン保護強化は、まさに急務な政策課題である。

一方、このデザインを保護すべき意匠制度及び不正競争防止法は、基本的な枠組みにおいて各国それぞれ相違しており、パリ条約上もTRIPs上もこの基本的枠組みが明確にされていないため、中国等アンチ・デザインを色濃く残す制度においては、あきらかなデザイン盗用であっても前記 社 Vs 社事件のような結果を生むこととなっている。

また、昨年来、中国自動車メーカーによる日米メーカーのコピー自動車生産を許してしまう背景にも、中国意匠制度や不正競争防止法が明確なデザイン保護の仕組みを有していないことに起因する。

このため、我が国としてはまず日本の意匠法、不正競争防止法上のデザイン保護規定をより明確に強化する一方、米・EU等とも連携しつつ、パリ条約及びTRIPsのルール改正を国際社会に提唱すべきである。

2.具体的課題

中国コピー問題で明らかにされた意匠制度上の重大課題は以下のとおりである。

<問題1:保護範囲>

(1)意匠権の保護範囲には、「意匠に係る物品」(及びその類似物品)とするか、又は、あらゆる「物品」に及ぶものとするか、2つの規定が存在

(2)日本の場合も、中国の場合も、いずれも「物品」を保護範囲としている。この結果、 社のケースのように、 社 のあからさまなコピーであるにも関わらず、VCD機に採用したことで権利は有効とされ、かつ意匠権侵害も構成しない。

(3)また、仮にオモチャメーカーが独自の自動車デザインを発案し意匠権を取得したとしても、本物の自動車には権利が及ばないため、フリーライトを許してしまうことになる。

17 (4)現在、日本においてこうしたフリーライト事件は0に等しいが、中国では今後も第2、第3の事件が起きる蓋然性は極めて高い。

<問題2 権利登録要件>

(1)意匠権の登録要件として、日本の場合には先の意匠との創作容易性が課せられる。この場合の先の意匠には「物品」の縛りが無い。

(2)このため日本においては、仮に 社が そっくりのVCD機意匠出願をしたとしても、先意匠である によって拒絶されるため、 は権利を取得することはできない。(ただし、日本でもゲーム機とVCD機が非類似物品とされれば、権利侵害は構成しないことになり、フリーライトを許してしまうことに変わりはない。)

3.提言(法改正事項)

(1)意匠法

上記のように、世界市場において我が国企業の製品デザインをより保護強化するには、上記2つの課題を同時に解決する必要がある。このため、まず我が国意匠法において権利範囲である「物品」を外し、「意匠」そのものを保護対象とすることが必要ではないか(EU型)。そして、この仕組みを世界の共通ルールとしてパリ条約やTRIPsの改正提案を行うべきではないか。

(2)不正競争防止法

我が国法第2条第1項第3号における3年経過の縛りを削除すべきではないか。また、パリ条約第10条の2の規定について、より明確化すべき改正提案を行うべきではないか。

4.将来的課題

意匠制度が審査主義を必要とするかの議論は、欧州等において無審査が主流であることから極めて困難。しかしながらこのままでは中国のように確信大量の冒認出願を許してしまうため、無審査においても何らかの歯止めをかけることが必要ではないか(権利行使の際の技術評価書制度等の義務化、無効審判請求人による費用請求など)。この点も、パリ条約やTRIPs等の場において改正提案を行うべきではないか。



18	<p>最近、中国に旅行した知り合いの話である。彼女は自慢げに「中国はすごい、LVの最新モデルのフェイクも露店で売られている。記念に買った」とLVの模造品を見せていた。彼女にとっては、この発言は悪意も無く、罪の意識も無い、無邪気な発言だと思う。日本人の大多数は、このような模造品の存在自体を容認しているのではなからうか。日本人は良くも悪くも権利に対する意識があまりにも低いと思う。某国の人の様に自分の権利ばかりを主張しすぎるのは問題だと思うが、あまりに権利に対する認識が不足過ぎていることがこの出来事の本質ではないかと思う。だからこそ、冒頭のエピソードのようなことが起こり得て、なんちゃって がメディアですらまかり通り、それが一つのファッションとして確立し、あたかも犯罪行為がお洒落とも理解されかねない風潮を作りだされているのだと感じる。</p> <p>これらの原因は、知的財産権という特定の権利を中心とした権利に対する教育が行われていないことが原因なのではないかと思う。いわば国の教育の責任であると思う。</p> <p>しかし、今までの過去の話をしてもしかたがないし、今までの反省もあってこのHPのように知的財産保護の政策が実施されることは、一つの大きな前進だと思う。ただ、この種の流れは具体的な行動が伴わないことが多いので、それに対しては一言言わせて貰いたい。</p> <p>まず、法整備および、罰則規定の確立(もう既に進んでいるが)、それらの実行。次いで、今まで怠ってきた、知的財産保護を啓蒙する教育(これは学校だけで完結する教育ではなく、特に今の大人に対する理解促進が最も重要だろう。具体的にはメディアを通じたPR、および意見や啓発広告の実施で問題性を喚起する必要がある。この種の教育は親からの影響が大きいと思うからだ。)だろう。私の記憶では、かつて私企業が新聞広告を通じて、模造品撲滅に対する姿勢表明を行っていたと思うので、この種のもの官民一体となって一定期間(例えば交通安全週間のように撲滅週間・月間を作る等)キャンペーンを張るのが効果的ではないかと思う。最後に、われわれに最も身近なブランド品、著作物のフェイク・海賊版を取り締まり、善意の市民の身の周りで、それらのフェイクを撲滅することが必要であろう。この3点が直接的かつ具体的なミッションである。</p> <p>具体性がない提言や理論は得てして達成できない理想に終わる。これからの日本が知的財産を活用して成長していくことを一つのビジョンに上げている以上、国外に向けて行動を示す必要がある。その為にはまず自国内の現状を改めないと、フェイク・海賊版が流通するアジアに影響力・実行力のある提言はできない筈だ。</p> <p>皆さんへの期待をもって締めくくりたい。</p>
19	<p>現在弊社にて行っている中国での模倣品対応の経験から、次の3つの対策もしくは制度の導入を中国政府に要請する必要があると存じ、具申いたします。</p> <p>1. 著作権管理局の人員増強ならびに積極的な摘発： 中国弁護士等からの話によれば、人員工数上の問題から摘発に消極的な見解を示す著作権管理局員(地方レベル)が多いと聞いております。最近、弊社が経験した商標権並びに著作権侵害のケースにおいても、その地域の著作権管理局と工商行政管理局(AIC)の両局に共同摘発をお願いしましたが、著作権管理局のスケジュールの関係でAIC単独による摘発とせざるを得なかったことがございました。キャラクター商品に関し、模倣品メーカーが商標権侵害を避ける場合もあることを考えますと、今後は著作権管理局による積極的な摘発が不可欠と考えております。欧米の要求により、著作権管理局はビジネスソフトウェアの海賊版摘発に積極的な姿勢を示しつつあると聞いておりますが、ビジネスソフトウェア以外のコンテンツならびにコンテンツのライセンス商品(キャラクター商品等)の保護にも積極的になって頂きたいと考えております。</p> <p>2. 部分意匠制度の導入 模倣品の中には、真正品の主要な部分のみを模倣して、外観上は異なるデザインとする事例がございました。現在の中国では部分意匠制度がなく、対抗することができません。中国においても、部分意匠制度の導入が必要と考えます。</p> <p>3. 特許の優先審査制度の導入 現在、中国では優先審査制度がないため、目の前にある模倣品に対して権利行使ができず、その氾濫を指をくわえてみていなければならない場合があります。特に、PCT出願において、中国を指定国としたケースでは、その中国国内公表発行日まで審査請求ができないと聞いており、その遅れが顕著になっております。そこで、合理的な理由がある場合には特許を早期に成立させる制度を作っていただけるよう中国政府にご要望ください。</p>

20	<p>知的財産の創造、保護および活用に関する推進計画」に示されている各項目の具体的推進をお願い申し上げます。</p> <p>特に、「1(3)侵害の発生している国への政府の取組みを強化する」につきましては、税関取締りにおいて、担保の供託や鑑定書の提出までの期限が短い、担保の額が大きい等、権利者に重い負担が課される国（特に中国）が見られますので、改善を求めるよう働きかけていただければ幸いです。</p> <p>また、「2(3)水際で当事者の主張を基にした迅速な侵害判断ができる仕組み早期構築する」にもありますように、水際取締りへの準司法的権限の付与（例えば日本版 ITC）、裁判所との連携強化など具体枠組みの早期構築をお願い申し上げます。これに併せまして、特許権侵害品の水際取締りの実効性向上をお願い申し上げます。</p>
----	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------